ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口DXSaaS 準備

-令和８年度募集-

公募仕様書

デジタル庁　デジタル社会共通機能Ｇ窓口DX推進チーム

１　公募件名

ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口 DXSaaS 準備 - 令和８年度募集 -（以下「本公募」という。）

２　公募の背景

デジタル技術の進展によりサービスのデジタル化が飛躍的に高まる中、国民がデジタル社会の恩恵を受けられるよう、地方公共団体における行政サービスのデジタル化の推進についても本格的に取り組んでいくことが求められている。

マイナポータルや地方公共団体独自の電子申請システムにより、行政サービスのオンライン化が進んでいるところではあるが、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」実現のためには、地方公共団体の窓口業務（フロント業務及びバックヤード業務）においても、国民及び地方公共団体職員のどちらにもやさしいデジタル化（窓口 DX）が必要とされている。

そうした窓口 DX を支えるサービス（SaaS）を、デジタル社会の実現に関する司令塔としてのデジタル庁が「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口 DXSaaS 提供」（以下「SaaS 提供の公募」）で SaaS を公募し、認定している。SaaS 提供の公募では、準備から提供までの期間が短いことから、新規に参入する SaaS の品質向上等のため、本公募で SaaS を準備する環境を整える。

※ SaaS（Software as a Service）：特定及び不特定ユーザーが必要とするシステム機能を、ネットワークを通じて提供するサービスのこと。本公募における SaaS とは、ユーザーである地方公共団体が、ガバメントクラウド上に構築された窓口 DX に資するシステムの機能を、ネットワークを通じて提供されるサービス形態を想定している。

３　目的等

デジタル庁が用意するガバメントクラウド上に、複数の事業者が窓口 DX に資するシステムを「窓口 DXSaaS」として構築し、地方公共団体はそのラインアップの中から自分たちが目指す窓口の姿を SaaS 提供の公募では目指している。

本公募はその前段として SaaS 環境の構築検証を事前に行うことで、SaaS 提供の公募時により質の高いサービスを提供できるようにする。

4　事業の内容

(1) 窓口 DXSaaS の基本コンセプト

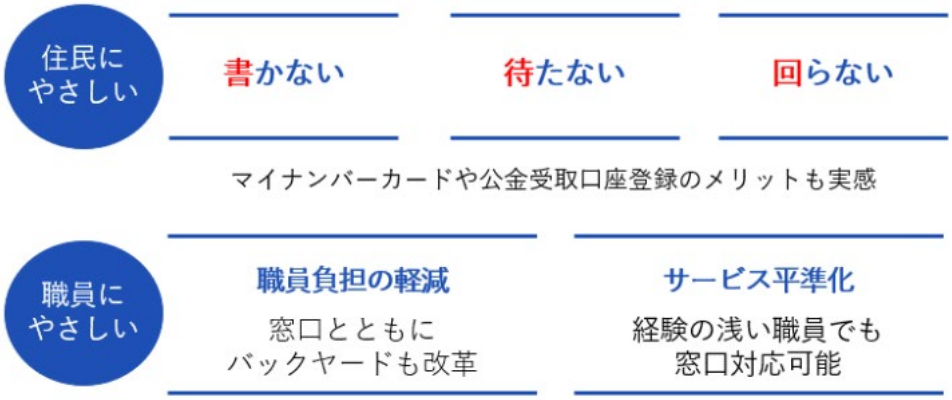

(2) 前提条件

- 本公募に採択された翌年度に SaaS 提供の公募へ応募すること。
- 公共 SaaS の要件を満たすこと。

※（参照）ガバメントクラウド及び対象の CSP について
https://www.digital.go.jp/policies/gov_cloud/

(3) 必須要件

窓口 DXSaaS の機能として必須とする要件は SaaS 提供の公募を参照すること。本公募に採択された年度中に要件を満たす SaaS を開発すること。SaaS 提供の公募は毎年度更新されているため、今年度の要件を満たすことが必ずしも来年度の要件を満たすことにならないことを留意すること。

(4) 法改正・バージョンアップ対応要件

- 法改正等により窓口 DXSaaS のアップデート等が必要になった場合は、適宜対応すること。

(5)その他

- 開発した窓口 DXSaaS を地方公共団体と契約しサービス提供しないこと。
- 地方公共団体の環境と窓口 DXSaaS の環境を繋げないこと。
- 担当者異動や役割変更がある場合は、その都度、速やかに変更後の体制図等をデジタル庁に報告すること。
  なお、デジタル庁とのコミュニケーションは Slack を主として利用する。
- 窓口 DXSaaS において情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥が発生した場合は、遅滞なくデジタル庁へ報告すること。

(6) 想定スケジュール

スケジュール

項目	備考	実施主体	2025年度						2026年度							
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
公募開始	参加要件や必要資格提示	デジタル庁														
必要書類を提出し応募	提案書 ガバメントクラウドのアーキテクチャ図	事業者		★												
事業者選定（複数）	書類審査を実施し、ガバメントクラウドを利用する水準にあるか確認	デジタル庁		★												
選定結果の公表	HPにて公開	デジタル庁			★											
ガバメントクラウドに関する利用権付与契約		デジタル庁 事業者														
サービス紹介資料の準備・公開	必須要件の実装方法及びオプション機能も含めたサービス紹介 ※既採択事業者の場合は、本調達において追加された仕様・機能要件をサービス紹介資料に反映すること	事業者														
GCAS（GovernmentCloud AssistantSystem）アカウント取得	GCASアカウント未保有事業者において必要	事業者														
ガバメントクラウドの環境の払い出し	検証環境・本番環境 ※払い出しにあたっては、アーキテクチャに関するデジタル庁のレビューが実施されることに留意すること ※既採択事業者の場合は、払い出し済みの環境を継続利用	デジタル庁														
窓口DXSaaS構築開始	ガバメントクラウドに構築	事業者														
窓口DXSaaSの検証	来年度の窓口DXSaaS提供に向けて、窓口DXSaaSの検証を準備・実施	事業者														

1 ページ

※ 窓口 DXSaaS のラインナップは、事業者名及びサービス名をデジタル庁ホームページ等にて公開する。

5 公募の範囲

本公募の範囲は、地方公共団体への窓口 DXSaaS の提供準備であり、概要は以下のとおり。

なお、デジタル庁は、本公募に関し、ガバメントクラウドへの窓口 DXSaaS の構築費用等の負担は行わない。また、ガバメントクラウドの利用に伴い発生する各 CSP 利用料については、デジタル庁の発行する請求書に基づき、事業者がデジタル庁へ支払うこと。

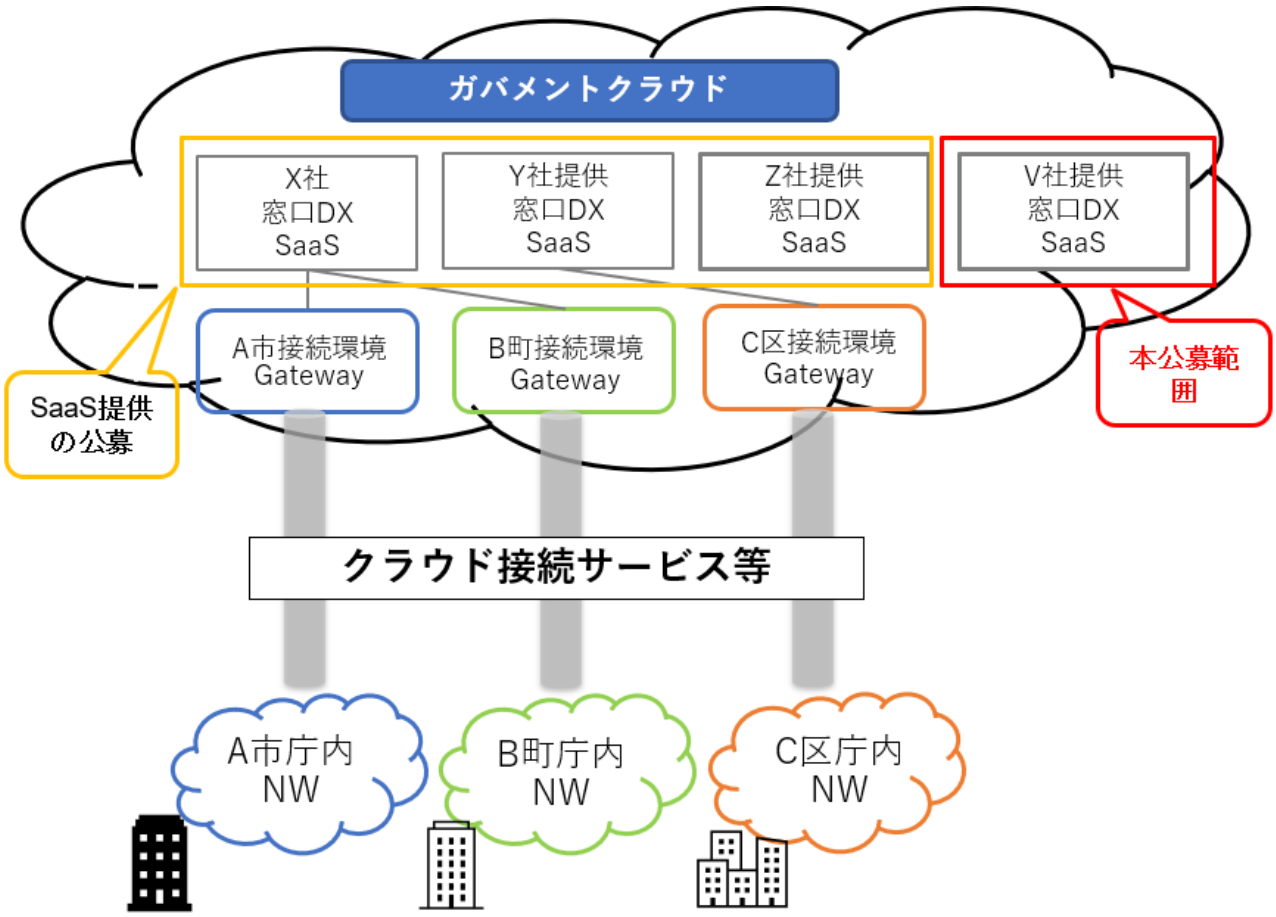

SaaS 提供の公募にある要件を全て満たす窓口 DXSaaS を、ガバメントクラウド上に構築すること。

※事業者がガバメントクラウド上に SaaS 環境を構築するのにあたっては、デジタル庁と事業者とで締結する契約に基づき利用する CSP の環境払い出しを受ける。なお、環境の払い出しにあたっては、アーキテクチャに関するデジタル庁のレビューが実施されるため、一定の期間がかかるため十分に留意すること。なお、地方公共団体と窓口 DXSaaS に係る契約をデジタル庁において確認したのちに、当該地方公共団体用の環境を払い出すため、契約関係が確認できる書類をデジタル庁に提出すること。詳細についてはデジタル庁が提供する GovernmentCloudAssistantService（GCAS）の GCAS ガイドを参照すること。

6　認定期間

本公募における認定期間は、令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）までとする。

7　認定の取消し

本公募において認定した事業者又はその提供するサービスが本仕様書及び別添の応募

要領等において定める要件等の各事項を満たさないとデジタル庁が判断した場合には、デジタル庁はいつでも認定を取り消すことができる。認定の取消しによって生じるあらゆる損害についてデジタル庁は一切責任を負わない。

８　その他

(1) 本公募は、原則として日本語により対応すること。

(2) 本仕様書に記載がない事項でも、以下のドキュメントや法令等を参照し、対応すること。

(ア)別紙「応募要領」

(イ)ガバメントクラウドに関する各種ドキュメント（概要解説や手続き概要等）

※GCAS ガイドページを参照すること。

(ウ)地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

(エ)個人情報保護法

(3) ガバメントクラウド上でサービスを提供すること。(CSP 及びネットワーク接続方式は指定しない。)

ガバメントクラウドを利用するにあたり、必要な情報はガバメントクラウドに関する各種ドキュメントを参照のうえ、準備すること。

(4) ガバメントクラウドの各 CSP が提供する管理 GUI 機能へのアクセスについて、GCAS を経由し、CloudIdentity で提供される Google アカウントを用いた SSO となる。GCAS のアカウントはマイナンバーカードを用いたオンラインでの本人確認を実施し発行するため、以下に掲げるものについて、クラウド環境上で作業等を行う人数分準備しなければならないことに留意すること。

・ハードウェア MFA デバイス（FIDO2.0 準拠）

また、GCAS アカウント・ガバメントクラウドアカウントの取得のため、プロジェクトマネージャー（リーダー）と管理コンソールにアクセスする者は公的個人認証サービスを有効に利用できるマイナンバーカードを取得しておくこと。アカウント等については、ガバメントクラウドにおけるアカウント管理ルールに基づいて管理・対応すること。なお、ガバメントクラウドの各 CSP が提供する管理 GUI 機能へのアクセスは、原則として認定した事業者に限定する。

(5) SaaS 提供の公募では、以下のものを用意または提示することとしているため、可能な範囲で本公募における認定期間中に準備すること。

(ア)窓口 DXSaaS の操作性やサービスを利用した業務フロー等を地方公共団体が事前に確認することを目的に、インターネット上等、地方公共団体がアクセスできる環境にモックアップ環境を用意すること。モックアップ環境は、原則として窓口 DXSaaS の本番環境を構築する予定のガバメントクラウドの CSP と同じパブリッククラウド上に事業者の負担により用意すること。(例：ガバメントクラウドで AWS を利用する場合はパブリッククラウドとしての AWS)

※ モックアップ環境の利用については、窓口 DXSaaS の利用を希望する地方公共団体にアクセス手段及びログイン情報とともに案内すること。

(イ)必須要件の実装方法及びオプション等の創意工夫領域を含めたサービスメニューの一覧が記載されているサービス紹介資料を提示すること。

(ウ)地方公共団体及びデジタル庁に対し、SaaS 利用に必要な費用を明記した「料金表」を以下の要件で提示すること。

・別紙料金表雛形を基に提示すること。

・料金表は税抜きで表記すること。

・オプションや別途料金が必要なサービス等がある場合も、その料金を明記すること。

・価格改定をおこなった場合は、改めて提示すること。

(エ)サービス紹介資料及び料金表については、

・自治体職員×政府機関職員デジタル改革共創プラットフォーム

https://www.digital.go.jp/get-involved/co-creation-platform/

で公開する。

(オ)窓口 DXSaaS として認定された場合、DMP（デジタル・マーケットプレイス）のカタログに掲載する準備をすること。

〇デジタル庁のホームページ

https://www.digital.go.jp/news/9ca90f4b-557f-473d-84d4-23d41f268dee

〇DMP サイト

https://www.dmp-official.digital.go.jp/

(カ)窓口 DXSaaS が提供するサービスの利用に当たって、地方公共団体が別途用意する必要がある機材がある場合は、料金表と合わせて別に明示すること。（参考例：業務端末、カードリーダー、プリンタ、RPA ツール等）

(6) 本仕様書に記載なき事項にあっても本公募において必要と認められる事項に関しては、別途協議の上、実施すること。

９　担当・連絡先

担　当　デジタル庁　デジタル社会共通機能 G 窓口 DX 推進チーム

連絡先　東京都千代田区紀尾井町１－３　東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階

メール：mado-dx@digital.go.jp